

# 外国人材受入れマニュアル

別冊

## 漁業分野の受入れ事例集



2026年2月

## はじめに

2025年3月、漁業分野における外国人材受入れにあたっての注意点をまとめた冊子として、「トラブル防止に向けた漁業分野における外国人材受入れマニュアル」を作成しており、この別冊は、「外国人材受入れマニュアル」の内容を踏まえた事例集となります。

技能実習制度開始から30年経ち、来日する外国人の方々の考え方も変わってきております。以前は、数年間のみ集中して就労し、その後は帰国するというスタンスでしたが、現在は、特定技能制度を活用しつつ、可能な限り日本で長く働き、キャリアを築きたいという考えを持った方が増えてきています。

特に育成就労制度では、育成就労から特定技能1号への移行にあたっては、日本語能力試験（N4以上）と技能評価試験が免除されないことから、育成就労期間を通して実務作業のみを教えるだけではなく、試験合格に向けた学習ができる雇用環境を整えた受入れ先が、育成就労生から選ばれることは容易に想像できます。

このように、外国人の方々が日本での働き先を選ぶ時流の中、外国人の方々に選ばれる働き先になるためには、受入れ側の考え方も最新の状態にすることが重要です。

本事例集では、実際に漁業現場で起きたトラブル等の概要に加え、普段は公開されることがない、その際の対処方法についても記載しております。

今まで問題なく、外国人材を受け入れてきた関係者の方々も、受け入れ続けている限り、ご自身がトラブルの当事者になる可能性があります。もしそのような状況に置かれた際に、トラブル対処を検討する材料として本冊子が活用され、解決の一助となれば幸いです。

## 目次

### 1 日本漁船における事故発生状況

(1) 漁船における死亡・行方不明、負傷事故 .....	4
(2) 漁業種類別事故発生状況 .....	5

### 2 外国人における事事故例

(1) 漁船におけるインドネシア人特定技能生の死亡事故への対応例 .....	6
(2) 漁船におけるインドネシア人技能実習生の死亡事故への対応例 .....	6
(3) 漁船におけるインドネシア人技能実習生の障害事故への対応例① .....	6
(4) 漁船におけるインドネシア人技能実習生の障害事故への対応例② .....	7

### 3 外国人受入れで起きたトラブル対処の事例

(1) 方言テキストの導入 .....	7
(2) 失踪者発生の際の対応 .....	8
(3) 隔離が必要な感染症に罹患した場合の対応 .....	8
(4) 技能実習生が犯罪に関与していた場合の対応 .....	8
(5) その他事例 .....	9

### 4 労働安全に関する留意事項

(1) 労働安全対策 .....	9
(2) 熱中症対策 .....	10
(3) 労災保険への加入 .....	11
(4) その他 .....	11

## 1 日本漁船における事故発生状況

職種選択は出身校の専攻に基づくこともあります、ご家族の意見を尊重して職種を選んでいる場合もあります。漁業・養殖業に従事するために来日する外国人の方々の中には、漁業に従事する上で起こり得る危険に関する知識が十分ではない方もいるということを留意しておく必要があります。

### （1）漁船における死亡・行方不明、負傷事故

漁船における労働災害発生率は、一般船舶の約2倍、陸上における全産業平均の約5倍と高い水準にあります。また、2024年の漁業における死傷者は284人<sup>(※)</sup>となっており、漁船の船舶事故は船舶事故隻数の25%と、プレジャーボートに次いで大きな割合を占めています。

日本人に起きる事故は、当然ですが外国人にも発生する可能性があるため、事故の状況等を理解し、日頃から安全対策を講じておくことが大切です。

図1 船員及び陸上労働者における労働災害発生率

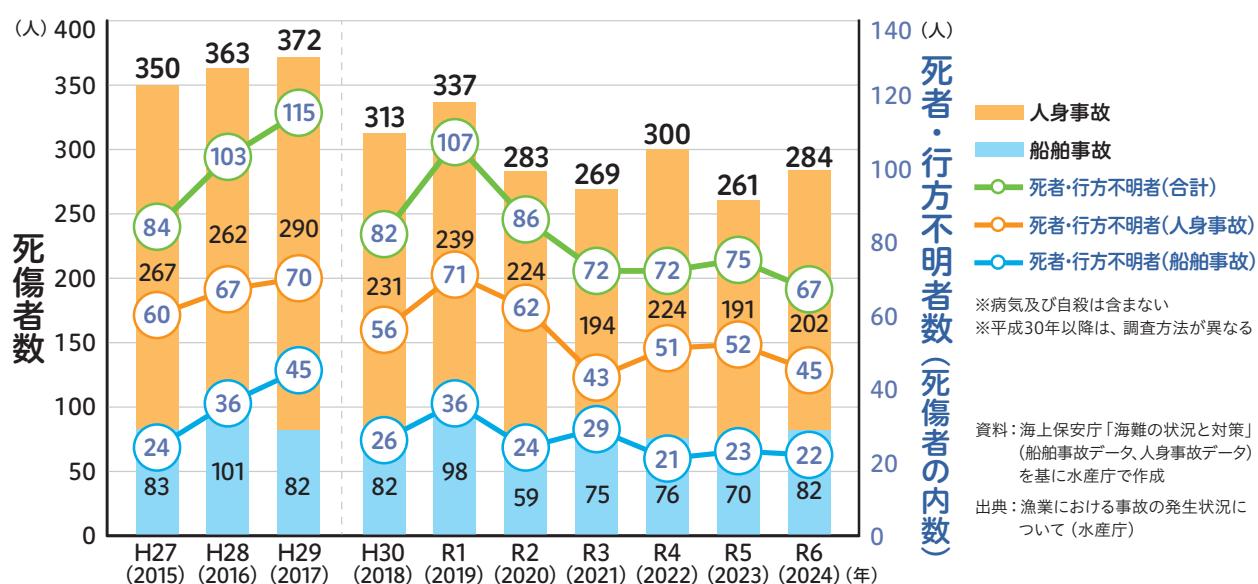
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
船員（全船種）	8.1	7.3	7.1
漁船	12.9	10.8	9.7
一般船舶	6.2	6.4	5.9
陸上労働者（全産業）	2.3	2.3	2.4
農業	5.8	5.6	5.8
林業	24.7	23.5	22.8
運輸業（陸上貨物）	9.1	9.1	9.0
建設業	4.6	4.5	4.4

※資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告(船員法第111条)集計書」に基づき水産庁で作成。  
注:1) 陸上労働者の災害発生率(暦年)は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値。

2) 労働災害発生率は、船員・陸上労働者数に占める職務上休業4日以上の死傷者の割合。

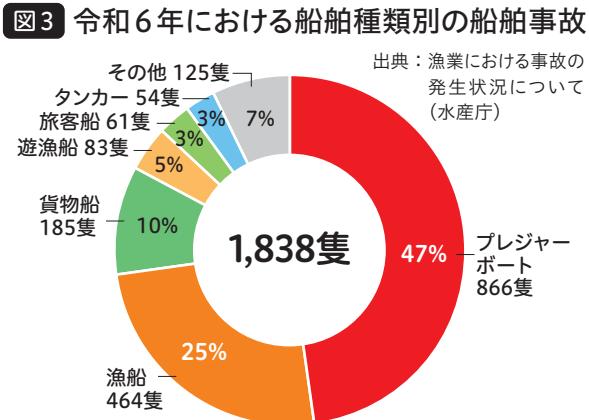
出典：漁業における事故の発生状況について(水産庁)

図2 漁業における事故発生状況の推移



運輸安全委員会HPに公開されている情報によれば、衝突、乗揚、転覆、沈没、火災、爆発、浸水などによらない船舶事故のうち、漁船における過去5年分の死傷等事故件数は300件報告されています（2025年10月確認時点）。このうち死亡・行方不明が生じた事故が178件報告されており、うち「海中転落」によるものが85%を占めています。また、負傷事故は122件報告されており、そのうち「巻き込まれ・はざまれ・あてられ等」によるものが84%を占めています。（表1）

漁船サイズ別の事故発生状況を見ると、20t未満の漁船による事故が全体の9割を占めています。特に、漁具・漁労機器等の操業に関する事故に関しては、5～20t未満の漁船による事故が5割となっています(図4)。

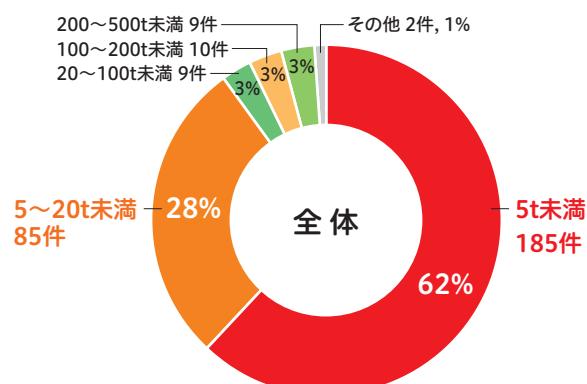


**表1 漁船における死傷等事故件数** (単位：件)

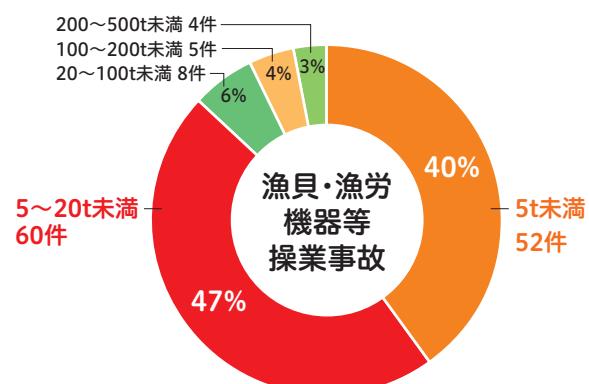
	死亡・行方不明	負傷
海中転落	153	7
巻き込まれ・はさまれ・あてられ等	19	103
酸欠・中毒	3	1
転落・転倒	1	6
その他	2	5
計	178	122

(運輸安全委員会「死傷等事故に関する調査報告書(2020年1月～2024年9月)」より作成、漁業調査船等の事故は除く)

**図4 漁船サイズ別事故発生状況**



注：運航に関する事故や原因不明な事故以外の事故を、漁具・漁労機器等の操業に関する事故としている。



## (2) 漁業種類別事故発生状況

死傷等事故件数(300件、表1)のうち、操業に関する事故は129件となっており、養殖、曳網、まき網、定置網など網を用いる漁業で事故が多く発生しています。また、養殖の内訳としてはホタテガイ養殖が全体の7割、曳網では底曳網が半数以上を占めています(表2)。

**表2 漁業種類別事故発生状況** (単位：件)

	全体	死亡・行方不明	負傷
養殖	32	5	27
曳網	29	10	19
まき網	17	4	13
定置網	15	3	12
かご	8	2	6
刺し網	8	4	4
棒受網	6	1	5
まぐろ延繩	3	0	3
いか釣り	3	1	2
その他	8	3	5
計	129	33	96

## 2 外国人における事故事例

この章では実際に起きた事故への対処事例や個別トラブルにおける注意点をまとめておりますので、万が一の際の心構えとしてご活用ください。

### （1）漁船におけるインドネシア人特定技能生の死亡事故への対応例

- 魚の釣り込み中、針を外そうと海に背を向けたところ、突き上げる波にバランスを崩し、インドネシア人特定技能生が落水。落水確認後、すぐに救助を行ったものの、蘇生が間に合わず死亡。
- イスラム教では宗教上、火葬が禁止されていることから、ご遺族の意向を確認した上で、エンバーミング（遺体衛生保全）処置を実施後、インドネシアに遺体を搬送。
- エンバーミング費用等はノリコー（乗組員厚生共済）死亡保障の特別費用枠で対応。

 死亡事故が起こった場合は、相手国の文化をよく理解すること、ご家族の意向をいち早く伺うこと、真摯に向き合い、適切な対処を行うことが重要です。

また、このような事故に備え、乗組員には共済や保険等に加入させた上で、給付範囲をよく理解しておく必要があります。

### （2）漁船におけるインドネシア人技能実習生の死亡事故への対応例

- 船尾でワイヤー操作作業を行っていたときに転落。転落から20分後に発見され、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡を確認。
- エンバーミング費用、母国への遺体搬送費用は、加入していた民間保険（JITCO保険）で対応。
- 労働基準監督署が亡くなった技能実習生の家族構成等を調べたところ、幼い妹と弟がいたことから、死亡一時金ではなく遺族年金として支給されている。
- 年金支給のための資料として毎年受給者の生存確認を行う必要があることから、漁協（監理団体）が手続きをサポートしている。

 日本での実習がご家族の今後の生活の助けになる可能性もあるため、個人事業主の任意適用であっても社会保険に加入する意義を理解しておくことが必要です。

### （3）漁船におけるインドネシア人技能実習生の障害事故への対応例①

- 漁労機器に巻き込まれたインドネシア人技能実習生が片腕を落とす。
- 帰国した現在も本人に障害年金が支給されている。
- 数年に1度障害状況を確認し、更新手続きを実施する必要があるため、漁協（監理団体）が書類提出のサポートを実施。

 大怪我は今後の人生に重大な影響を及ぼします。日頃の安全対策はもちろん、万が一事故が起きた場合には、受け入れ先が責任をもって対処しなければなりません。

## (4) 漁船におけるインドネシア人技能実習生の障害事故への対応例②

- いか釣り機の周辺で作業中、跳ね上がった漁具が技能実習生の目にぶつかり失明。
- 治療費は労災保険から給付。
- 障害年金を受給するまでの障害ではなかったため、障害手当金（一時金）が支給された。

 事故が起きた際、一番不安なのは怪我をした本人であるため、担当者は焦らずに関係各署と調整を行うことが重要です。

このような事故に備え、外国人が適用となっている社会保険の範囲（健康・介護保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険、船員保険）とそれぞれの担当（全国健康保険協会、年金事務所、労働局など）を理解しておくことが必要です。

## 3 外国人受け入れで起きたトラブル等への対処事例

日本人雇用では想定しないトラブルも外国人受け入れでは発生します。事前の対処が難しいことも起こるかもしれません。実際のトラブルとその対処について紹介しますので、外国人受け入れの際の参考にしてください。

### (1) 方言テキストの導入

- 危険行動をとった技能実習生に対し、強い口調で意思を伝えたところ、言葉が理解されず、技能実習生本人は怒られていると認識してしまった。
- 日本語教育は行っているものの、あくまで一般的な日本語のため、方言や漁業（船内）用語等はうまく通じない。
- このため、理解のすれ違いを避ける目的で、独自に方言テキストを作成し、テキストを用いた学習を実施。その際、方言は独特的のイントネーションもあるため、必ず発声練習を用いて勉強を行うとともに、小テストにより個人の理解度を確認。

 言葉が誤った認識で伝わることは、言われた外国人にもストレスを与えます。不満が溜まることで、失踪等のトラブルに発展する可能性も高くなるため、両者の意思が正しく理解されるよう、実際に使われる日本語教育を行うことが重要です。

ただし、外国人側から魅力ある受け入れ先となるためには、日本人側が標準語で話すことを覚える等、今までにない新しい考え方を検討する必要があります。

なお、日本で生活する外国人に向けて、文部科学省が「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」を作成していますので、是非ご参照ください。

文部科学省 つながるひろがる にほんごでのくらし

<https://tsunagarujp.mext.go.jp/>



## （2）失踪者発生の際の対応

- 1年以上乗船するも船酔いが改善されず悩んでいた技能実習生が失踪。
- 同期や母国家族からの連絡には反応しなかったが、たまたまSNS上に掲載した情報により、同郷コミュニティのつてを頼って他県にいることが判明。第3者からメッセージ機能を利用し、連絡をとったところ、返信があった。
- 事前教育により、失踪者本人も不法就労のリスクは理解していたことから、滞在している場所とは別の地域で漁協（監理団体）と面会することを約束。
- 自身の現況等を説明し、納得させた上で帰国。

 不法滞在となると、日本で犯罪に手を染める可能性が高くなる傾向があります。また、不法就労により逮捕、強制送還となった場合、帰国した後も定職に就くことが難しくなり、今後の人生に大きな影響を与える可能性があります。

失踪後でも、可能な限り捜索を行うなどの対処をすることで、解決に至ることもあります。また、結果として帰国に至った場合でも、雇用者側が細やかな対応を行い、当人の納得の上で帰国してもらうことが重要です。

このような対応が、SNS等における悪意を持った情報拡散防止に繋がります。

加えて、各地域には国際交流協会等があり、監理団体や登録支援機関以外にも母国語で相談可能な窓口が存在していることをあらかじめ外国人本人に伝えておくことも重要です。

## （3）隔離が必要な感染症に罹患した場合の対応

- 入国後3年目の技能実習生が結核を発症。 入院治療後に帰国。
- 病気にかかる費用は民間保険（JITCO保険）で対応。
- 入院中においても労災保険及び船員保険の休業手当が支給された。

 母国での健康診断の結果で問題がないとされていても、日本入国後に病気を患っていることが発覚する場合もあります。地域によっては入国前に2度の健康診断を実施しているところもありますが、それでも完璧に防ぐことは難しく、また、難病に罹患していることが入国後に発覚した例もあります。

## （4）技能実習生が犯罪に関与していた場合の対応

- 母国への送金を、技能実習生が、送金手数料が安価ということでインドネシア人ブローカーを経由して実施したところ、反社会勢力に送金したとして逮捕され、拘留後に即日帰国。
- 操業中（船上）のA氏は母国送金の手続きが行えないため、友人B氏に送金を依頼。B氏は自身のキャッシュカードを後輩C氏に託し、C氏がインドネシア人ブローカーの口座に送金。インドネシア人ブローカーは警察がマークしていた人物だったため、送金に関与したB氏、C氏が逮捕された。
- A氏に関する母国送金だが、帰国に至ったのはもともとブローカーと繋がりのあったB氏と他人のキャッシュカードを使用したC氏。勾留期間中の刑確定前に、本人意思による実習中断としてB氏とC氏が帰国。

 「送金手数料が安くても銀行経由以外の送金は行わない。銀行のキャッシュカードは貸さない、借りない」ことについて、日頃より指導を徹底することが重要です。

## (5) その他事例

- コロナ禍で集団生活を経験したことがない外国人が、来日後に縦割外国人コミュニティになじめない。
- 入国前講習や入国後講習がコロナ禍で一時的に免除となったことにより、当該期間に来日した外国人の諸制度に対する理解度が非常に低くなった結果、失踪や暴力などの事件が入国後に起こっている。

日本人同様に、外国人の若者の考え方も日々変化しており、これまで通りの受入れ方法ではトラブルをまねく恐れがあります。また、技能実習1年目の人と特定技能5年目の人では、業務経験や年齢に相当の差が生じるため、このようなギャップから起こるトラブル等を防ぐために、受入れ側が積極的に調整を図ることも必要です。

制度の理解不足によるトラブルを解決する方策としては、コロナ禍以前のように現地面接を行ったり、入国前・後講習を対面により実施するなど、手間のかかる手法により対応することも考えられます。

来日する外国の方々は20歳前後の若い子が多く、母国から遠く離れ、羽目をはずしすぎて、トラブルを起こしてしまう場合もあるため、日本にいち早くなじんでもらえるように国・地域の風習に応じた生活指導を行うことも必要です。

## 4 労働安全に関する留意事項

### (1) 労働安全対策

海難事故を防止するためには、発航前検査や気象・海象情報の事前確認に加え、例えばヘルメットの着用など漁労作業中の安全確保、ライフジャケットの着用などを確実に実施し、安全対策の徹底を図ることが極めて重要です。以下の①～⑤に記した取組を確実に実施するよう、お願いします。

なお、水産庁では、インドネシア語版の漁業分野作業安全学習教材（テキスト）「安全に漁業を行うために」を作成・公開しているので、漁業現場で作業を行う特定技能外国人や技能実習生の安全教育などにご活用ください。

#### 水産庁 漁船の安全操業に関する情報

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pptx/anzen-1.pptx>



#### 水産庁 漁業分野作業安全学習教材（テキスト）「安全に漁業を行うために」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/anzen-26.pdf>



## ①気象・海象情報の事前確認

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

## ②航海時の安全確保

航海中は常に周囲の見張りを励行するとともに、室外でのライフジャケット等の着用を徹底させてください。また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、荒天の危険性がある場合には、操業を中止し、重量物の固定やドア・ハッチ等の開口部を閉鎖するなどの安全確保を最優先としてください。

## ③操業時の安全確保

操業時の衝突事故等を防止するため、操業中でも常に周囲の様子に気を配り、漁労作業中は、ヘルメット等の保護具やライフジャケット等の着用などの安全確保を徹底させてください。特に、技能実習生については、独りで作業に従事させないなど、安全確保を徹底してください。

## ④外国人材に対する遵守事項の徹底

外国人材に関しては、事故を防止するため、安全指導及び教育の実施など、様々な守るべき義務やルールが定められています。改めてご確認いただき、配乗ルールも含めて徹底するようお願いします。

## ⑤雇い入れ時等の安全衛生教育の義務

事業者には、雇用形態や国籍にかかわらず全ての労働者について、雇い入れたり、作業内容の変更があった際には、労働安全衛生法や船員労働安全衛生規則に基づき、安全衛生教育を行う義務があります。そのことから、外国人が漁労機器等を扱う際には、事前に危険性や取り扱い方法に関する教育をしておく必要があります。例えば、労働安全衛生法では、事業者が労働者を雇い入れたとき、または作業内容を変更したときには、従事する業務に関する安全または衛生のため、下記の8項目に係る安全衛生教育を行わなければならないとされています。

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること。
3. 作業手順に関すること。
4. 作業開始時の点検に関すること。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること。
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

## （2）熱中症対策

地球環境の変化から、日本の夏は記録的な暑さが続き、「危険な高温」と言われており、東南アジアの熱帯地域出身の人ですら、日本の暑さのほうが厳しいと言います。

熱中症による死傷者も2024年には1,200人を超え、職場における熱中症対策の強化が求められています。

令和7年6月1日から、労働者を雇用する全ての事業者に対して、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務付けられることになりました。

水産庁が処置の例を記したフロー図（P9「漁船の安全操業に関する情報」を参照）を作成していますので、現場の実態に合わせて適宜変更いただき、現場の熱中症対策にご活用ください。

### （3）労災保険への加入

考え得る十分な安全対策を講じていたとしても、人が作業に携わる限り、事故の発生リスクをゼロにすることはできません。労災保険への加入等により経済的補償措置の確保をお願いします。

### （4）その他

#### ①育児・介護休業法の改正

育児・介護休業法が改正され、令和7年4月1日から段階的に施行されております。男女とも仕事と育児・介護の両立をより一層支援することを目的に改正が行われており、国籍要件はなく日本で働く外国人の方にも適用となることに注意が必要です。

厚生労働省及び国土交通省HPに改正内容の記載がありますのでご参照ください。

#### WEB MAGAZINE「厚生労働」

2025年4月から、改正育児・介護休業法等が施行！

[https://www.mhlw.go.jp/web\\_magazine/column/20251001.html](https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/column/20251001.html)



#### 国土交通省 仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001907665.pdf>



#### ②外国人のSNSへの投稿

外国人の方は日本で働いている状況を友人や家族に共有するため、スマートフォンで撮影した写真や動画をSNS上に投稿する人が増えています。投稿された日本漁船の洋上作業の動画には、日本人、外国人共に、ヘルメットだけでなくライフジャケットも未着用な様子が散見されます。

SNSは世界中の人ができると見ることができます。一度インターネット上に公開された情報が、拡散されたり、コピーされたりすることで、投稿者が削除しても、インターネット上に残り続けることがあります。日本漁船の安全対策が悪い状態で世界に認識されることは、誰も望んでいないことではないでしょうか。

SNSへの投稿を禁止すればよいというものではありません。安全対策を図ることが目的ですが、海上等であっても、他人から見られているということを意識することも重要な時代となっていることを認識しておく必要があります。



令和7年度 外国人材受入総合支援事業  
外国人材受入機関に対する普及啓発マニュアル検討会

一般社団法人 大日本水産会（事務局）  
東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル  
TEL03-3528-8513